

豚熱発生農場経営再建義援金取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、令和2年1月に沖縄県で発生した「豚熱」発生農家への経営再建を支援する目的で寄贈された義援金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(義援金の受付)

第2条 義援金の受付は口座振り込みまたは、現金により受け付ける。

2 義援金の寄贈があった時は、その都度別記様式1による義援金出納簿（以下「出納簿」）に受付年月日、金額、寄贈者の住所、氏名を記載し、受付の状況を明らかにするとともに、寄贈者には直ちに別記様式2による受領書を交付するものとする。

(義援金の保管)

第3条 義援金の保管は普通預金口座の預け入れで行うものとし、現金で受領した場合は速やかに普通預金口座へ入金するものとする。

(義援金の配分)

第4条 義援金の配分は、殺処分を受けた農場に対して公平に配分するものとする。

(義援金の支出)

第5条 義援金の支出する場合は、出納簿に記載の上、振込にて行うものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、公益財団法人沖縄県畜産振興公社理事長が定めるものとする。

付 則

この要領は、令和2年6月24日から施行する。

別記様式2

受 領 書

様

金 円

豚熱発生農場経営再建義援金として上記金額をありがたく受領いたしました。
ご寄贈の趣旨を体し、有意義に使用させていただきます。

令和 年 月 日

公益財団法人沖縄県畜産振興公社
理事長 運 天 修 印

別記様式2

受 領 書

様

金 円

豚熱発生農場経営再建義援金として上記金額をありがたく受領いたしました。
ご寄贈の趣旨を体し、有意義に使用させていただきます。

令和 年 月 日

公益財団法人沖縄県畜産振興公社
理事長 運 天 修 印